

高岡多職種連携システム参加機関内の管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、_____ (以下「当院」という。) において 高岡多職種連携システムの運用及び管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せてデータの漏えい、改ざん、破壊等を防止し、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

(管理責任者)

第2条 当院は、システムの責任者として管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、当院内の高岡多職種連携システムの安全かつ適正な利用を図り、データの活用に当たって漏えい、改ざん及び守秘義務違反のないよう、データの保護が確保される運用を推進しなければならない。
- 3 管理責任者は、高岡多職種連携システムに異常を認めた時は、直ちに高岡多職種連携システム管理責任者に報告しなければならない。

(利用者の責務)

第3条 利用者は、高岡多職種連携システムの安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう運用しなければならない。

- 2 利用者は、高岡多職種連携システムの利用について、この規程のほか、高岡多職種連携システム運用管理規程及び高岡多職種連携システム運用管理規程細則を遵守しなければならない。
- 3 利用者は、個人情報保護法を遵守しなければならない。
- 4 利用者は、ウイルス定義ファイルを最新化し、コンピュータウイルスが高岡多職種連携システムに侵入しないよう注意しなければならない。
- 5 利用者は、自らの利用者識別番号(ユーザーID)及び暗証番号(パスワード)を他人に開示、又は第三者に利用させてはならない。
- 6 利用者は、Winny その他のP2Pファイル交換ソフトを接続機器へインストール及び使用してはならない。
- 7 利用者は、高岡多職種連携システムに異常を認めた時は、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

附 則

この規程は、令和____年____月____日から施行する。